

4. 高齢者福祉と介護保険（ちゃーがんじゅう課）

わが国においては、人口の高齢化が急速に進展し、平成30年10月1日現在、65歳以上の人口が3,557万8千人に達し、総人口の28.1%を占めています。今後も65歳以上の人口の大幅な増加が続き、令和47(2065)年には、38.4%に達すると見込まれており国民の2.6人に1人が65歳以上となります。

本市における65歳以上の高齢者は、平成31年3月末現在72,953人、総人口(321,094人)に対する高齢者の人口比率は約22.7%となっており、団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、65歳以上75歳未満の比率が増加しています。

平成12年に介護を社会全体で支えていく仕組みとして始まった介護保険制度も、多様化する介護ニーズや社会事情等を受けて変化し続けています。平成29年度に厚生労働大臣が示した介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進等が掲げられており、高齢化を支える地域づくり等を推進しています。

本市では、高齢者自身が地域を支える中で生きがいと活力に満ちた暮らしを実現できるよう、平成30年3月策定の「第7次なは高齢者プラン」で掲げる、「地域の中で支えあい、高齢者がいきいきと、安心して暮らせるまち」の理念実現に向け、高齢者の自立した生きがいのある生活を支援するための施策や、要介護状態になっても安心して暮らせる介護保険制度の充実強化を推し進めていきます。

本市の高齢者人口の推移

(各年度末 単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	伸び率 対前年度
総人口	322,581	323,293	323,309	322,073	321,094	△0.3%
65歳以上	64,328	66,850	69,058	71,070	72,953	2.6%
65歳以上 75歳未満	30,951	32,410	33,620	34,955	35,965	2.9%
75歳以上	33,377	34,440	35,438	36,115	36,988	2.4%
高齢化率	19.9%	20.7%	21.4%	22.1%	22.7%	-

* 高齢化率 : 65歳以上人口 ÷ 総人口

1) 介護保険事業

急速な高齢化の進展に伴う寝たきりや認知症等、介護や支援の必要な高齢者の急増、家族の介護機能の低下など高齢者介護の問題は老後の最大の不安要因となっています。介護保険制度は、これまで本人や家族が抱えていた介護の不安や負担を、社会全体で支えあうために創られた制度です。

被保険者 第1号被保険者: 市内に住所を有する65歳以上の者。

原因を問わず、介護や日常の支援が必要になった場合には市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

第2号被保険者: 市内に住所を有する40歳以上65歳未満の者。

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常の支援が必要となった場合に、市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

財源構成（平成30年度～令和2年(2020)年度）

利用者負担（1～3割）			
公費	国・県の負担金	保険料	第1号被保険者保険料
	37.5%		23%
	市の負担金		第2号被保険者保険料
	12.5%		27%

第7期(平成30年度～令和2年(2020)年度)第1号被保険者保険料(年額)

区分	対 象 者	算出方法	保険料額 (年額:円)
第1段階	本人が市町村民税非課税 ・本人が生活保護受給者、又は、本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年のその他合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額× 0.375	31,752円
第2段階		基準額× 0.625	52,920円
第3段階		基準額× 0.725	61,380円
第4段階		基準額× 0.90	76,200円
第5段階 (基準額)		基準額× 1.0	84,660円
第6段階	本人が市町村民税課税 前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額× 1.14	96,516円
第7段階		基準額× 1.25	105,828円
第8段階		基準額× 1.50	126,996円
第9段階		基準額× 1.60	135,456円
第10段階		基準額× 1.80	152,388円
第11段階		基準額× 2.10	177,792円
第12段階		基準額× 2.30	194,724円
第13段階		基準額× 2.40	203,184円
第14段階		基準額× 2.50	211,656円

要介護認定者数の推移

(単位:人/各年度末現在)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要介護認定者数	12, 672	13, 070	13, 477	13, 565	14, 244
(内第 1 号被保険者)	12, 271	12, 682	13, 102	13, 179	13, 865
認定者に占める第 1 号被保険者の割合	96. 8%	97. 0%	97. 2%	97. 2%	97. 3%

要介護認定者数(平成 30 年度末現在)

(単位:人)

	総数	第 1 号被保険者			第 2 号被保険者
		総数	65 歳以上 75 歳未満	75 歳以上	
要支援 1	1, 455	1, 420	231	1, 189	35
要支援 2	2, 615	2, 516	412	2, 104	99
(経過的) 要支援	－	－	－	－	－
要介護 1	2, 316	2, 274	239	2, 035	42
要介護 2	1, 965	1, 902	222	1, 680	63
要介護 3	2, 184	2, 126	205	1, 921	58
要介護 4	2, 338	2, 294	242	2, 052	44
要介護 5	1, 371	1, 333	186	1, 147	38
計	14, 244	13, 865	1, 737	12, 128	379

介護サービス受給者数の推移(第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者:単位:人/各年度月平均受給者数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在宅サービス	8, 912	9, 392	9, 601	9, 346	8, 963
施設サービス	1, 512	1, 525	1, 591	1, 569	1, 539
地域密着型サービス	654	640	1, 053	1, 108	1, 138
計	11, 078	11, 557	12, 245	12, 023	11, 640

○サービス費用のめやす

主な在宅サービスの支給限度額

(令和元年10月から)

介護状態区分	支給限度額(1ヶ月)
要支援1	5万0,320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万0,480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

施設サービス受給者1人当たり費用月額

(平成30年度実績)

種 類	平均費用月額
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	28万6,000円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	30万2,000円
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	34万2,000円
介護医療院	37万5,000円

主な種類別在宅介護サービスの給付費(平成30年度実績)

サービス名	介護給付費年額(千円)	在宅サービスに占める割合(%)
通所介護	7,511,363	54.2%
通所リハビリ	1,822,683	13.2%
訪問介護	891,016	6.4%
特定施設入居者生活介護	874,138	6.3%
福祉用具貸与	570,551	4.1%

2) 在宅福祉サービス ～安心できる在宅生活を送るために～

那覇市では、すべての高齢者が自宅で自立した生活を続けられるよう、介護保険サービスとは別に各種の福祉サービスを実施しています。

① 高齢者「食」の自立支援事業(事業開始1994年6月)

自ら食事の準備ができず身寄りによる食事の支援が受けられない方に対し、週4回以内で昼食を配食します。その際、安否確認も行います。

対象者	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	週4回以内(月～土の内4日以内選択)
利用者負担	1食につき200円～400円

② 軽度生活援助事業(事業開始2000年4月)

軽度生活援助員を派遣し、高齢者の居室内の清掃や食材の買い物等、日常生活の軽度の家事援助を行い、自立した生活を継続できるよう支援します。

対象者	介護保険の給付の対象とならない65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	月4時間以内
利用者負担	1時間あたり150円(保護世帯は免除)

③ 老人福祉電話設置事業（事業開始 1977 年 5 月）

日常生活に支障の多い高齢者世帯に、通信連絡手段として福祉電話を貸与して孤独感を和らげます。

対象者	65歳以上のひとり暮らし等で市民税非課税世帯の方
利用者負担	通話料金

④ 緊急通報システム事業（事業開始 1993 年 9 月）

急病、事故等の緊急時に、電話回線を使用した緊急通報システムを用いて通報センターに連絡することにより、速やかな援助を行います。本人からの通報以外に週 1 回の定期コールや台風災害時の安否確認コールを行います。電話を所有していることが条件です。

対象者	65才以上の慢性疾患等で日常生活上常に注意を要するひとり暮らしの方等
★申請には、①医師の診断書、②隣近所にお住まいの緊急通報協力員 2 人の確保、③住居立入承諾書	が必要。

⑤ 外出支援サービス事業（事業開始 2000 年 10 月）

寝たきりや車いすのため、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を、居宅から、市内、隣接市町村の医療機関等に移送用車両で送迎します。

対象者	65歳以上で外出介助を要し、車椅子ストレッチャー等を必要とする方
利用回数	月往復 2 回まで
利用者負担	片道 400 円
移送範囲	①那覇市内に所在する医療機関、②那覇市に隣接する市町村に所在する医療機関、 ③宜野湾市の「沖縄病院」、中城村の「ハートライフ病院」、八重瀬町の「南部徳洲会病院」

⑥ ふれあいコール事業（事業開始 2003 年 7 月）

定期的（原則として週 3 回まで）に電話をかけ孤独感を和らげるとともに安否確認を行います。

対象者	電話対応が可能な 65 歳以上の虚弱または閉じこもりがちなひとり暮らしの方 ※緊急通報システム事業を利用している方は対象外。
-----	---

⑦ 家族介護慰労事業（事業開始 2001 年 8 月）

要介護 4 または 5 の在宅の高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯で過去 1 年間、介護保険サービスを受けておらず、長期の入院をしていない）に年額 10 万円の一時金を支給します。

3) 施設等

① 日赤安謝福祉複合施設（日本赤十字社沖縄県支部 所在地那覇市安謝 2-15-2 tel : 862-4321）

「ふれあいプラザ安謝」は、平成 5 年 11 月 16 日に地方分権特例制度の事業指定を受けて、今後の高齢者社会に向けてノーマライゼーションの観点から、安謝市営住宅の建替事業と同時に、同事業用地内に特別養護老人ホームを中心に老人デイサービスセンター、保育所及び児童館、老人憩いの家の福祉施設を複合施設として建設したものです。

平成 25 年度より特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターは日本赤十字社沖縄県支部、保育所については社会福祉法人郵住協福祉会が運営主体となっております。

② 安謝児童館・安謝老人憩の家(指定管理：日本赤十字社沖縄県支部)

将来を担う児童の健全育成を図る児童館と、地域の高齢者に教養の向上及びレクリエーションの場を提供する老人憩の家は、世代間の交流ひろばとして共用スペースを中心に一体的に運営するものです。

《施設概要》児童館及び老人憩の家は合築して建設、床面積/833 m²

③ 養護老人ホームへの入所措置事業（事業開始 1972 年 5 月）

福祉事務所は、自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する事業を行っています。

対象者 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由で自宅での生活が困難な方（但し、常時介護が必要な方、を除く）。

④ 老人福祉センター等管理運営委託事業（事業開始 1975 年 9 月）

市内に居住する 60 歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する事によって健康で明るい生活を営ませる目的で設置されたもので、老人福祉センター 4 カ所、老人憩いの家 3 カ所があります。

施設名		壺川老人 福祉センター	小禄老人 福祉センター	識名老人 福祉センター	末吉老人 福祉センター
所在地		那覇市壺川 2-3-1 1	那覇市小禄 5-4-2	那覇市識名 2-5-5	那覇市首里末吉町 2- 1 4
敷地面積		2,587.46m ²	3,373.08m ²	3,698.00m ²	3,302.20m ²
建物延面積		1,091.31m ²	799.61m ²	793.85m ²	931.98m ²
1 階		590.91m ²	401.53m ²	613.38m ²	493.44m ²
2 階		500.40m ²	398.08m ²	180.47m ²	438.54m ²
主な施設内容	1 階	事務室・健康及び生活 相談室・機能回復訓練 室・ラウンジ・休憩 室・男、女浴室・機械 室・陶芸室	事務室・健康及び生活 相談室・機能回復訓練 室・ラウンジ・男、女 浴室・機械室・陶芸室 (別棟)	事務室・健康及び生活 相談室・機能回復訓練 室・ラウンジ・男、女浴 室・機械室・大広間・ 陶芸室(別棟)	事務室・健康及び生活 相談室・機能回復訓練 室・ラウンジ・休憩 室・男、女浴室・機械 室・和室
	2 階	教養室・会議室・娯楽 室・図書室・大広間・ 多目的ホール	ラウンジ・娯楽室・図 書館・教養室・大広間	ラウンジ・娯楽室・図 書館・教養室	小会議室・ラウンジ・娯 楽室・教養室・大広 間・多目的ホール(2 室)
建物構造		鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
設置主体		那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体		社会福祉法人 陽風 会	那覇市社会福祉協議 会	那覇市社会福祉協議 会	社会福祉法人 陽風 会
設置の種類		特 A 型	A 型	A 型	A 型
開所年月日		昭和 56 年 5 月 25 日	昭和 59 年 4 月 2 日	昭和 60 年 2 月 1 日	昭和 50 年 9 月 5 日
利用定員		250 人	200 人	200 人	200 人
職員		所長・相談員 2 人(計 3 人)	所長・相談員 2 人(計 3 人)	所長・相談員 2 人(計 3 人)	所長・相談員 2 人(計 3 人)

各種クラブ開設状況	古典三線（上級・初級・入門）・民踊・生花・琉球舞踊・書道・陶芸・囲碁・操体法・民謡三線・太極拳・コーラス・その他	三線講座・生花・陶芸・民謡・レク体操・カラオケ・ヨガ・英会話・テニス・操体・筋力アップトレーニング・エイサー・その他	古典・民踊・琉球舞踊・書道・コーラス・囲碁・三線・大正琴・操体法・太鼓・園芸・クラフト・カチャーシー入門・その他	古典三線・民踊・琉球舞踊・手芸・ペン習字・囲碁・パソコン・民謡三線・カラオケ・大正琴・操体法講座・社交ダンス・その他
電話	８５３－１１３９	８５７－７３６５	８５４－７８７７	８８６－３５１０
開館時間	10時～17時			
休館日	日曜日・祝祭日（但し、敬老の日除く）・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）			

施設名	辻老人憩の家	金城老人憩の家	安謝老人憩の家
所在地	那覇市辻２－１４－１辻市営住宅内	那覇市金城３－５－４那覇市総合福祉センター内	那覇市字安謝２－１５－１安謝福祉複合施設内
建物面積	480.00㎡	474㎡	411.94㎡
主な施設内容	健康増進室・事務室・ホール・会議室（２階）・大広間・浴室（男女）・談話室	健康増進コーナー・大広間・調理実習室・浴室（男女）	大ホール・中広間・事務室・浴室（男女）・談話室
設置主体	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体	社会福祉法人 陽風会	那覇市社会福祉協議会	日本赤十字社沖縄県支部
開所年月日	平成３年10月	平成７年３月	平成10年４月
利用定員	100人	100人	100人
職員	所長・相談員２人（計３人）	所長・相談員２人（計３人）	所長・相談員２人（計３人）
各種クラブ開設状況	三線・琉舞・民謡レク・社交ダンス・コーラス・こつこつ筋トレ・フラダンス・その他	琉舞・日舞・エアロダンス・ヨガ・健康体操・身体バランス体操・カラオケ・絵画・書道・その他	三線・琉舞・コーラス・レクダンス・書道・民謡三線・民踊・卓球・太鼓・太極拳・琉球ビクス・その他
電話	８６４－０５８０	８５９－００９９	８６２－４３４１
開館時間	１０時～１７時	１０時～１８時	１０時～１８時
休館日	日曜日・祝祭日（但し、敬老の日除く）・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）		

・年度別老人福祉センター・憩の家利用者状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用延べ人員	249, 903人	258, 681人	253, 834人	244, 755人	230, 622人

4) その他の事業

① 介護用品支給事業（事業開始 2004 年 4 月）

在宅で介護度 4 又は 5 の高齢者を介護している家族で、本人世帯及び主介護者世帯が市民税非課税世帯のうち、常時紙おむつ及び尿取りパットを必要とする高齢者を介護している家族に対し、経済的負担を軽減するため年間 10 万円相当（月額 8,333 円）の介護用品を支給します。

② シルバーハウジング生活援助員派遣事業（事業開始 1988 年 4 月）

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導相談・安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等サービスを提供し、高齢者が自立して安全かつ快適に生活ができるように支援します。（安謝シルバーハウジング 39 戸）

2008 年 5 月より久場川シルバーハウジング 30 戸、2009 年 1 月より石嶺シルバーハウジング 30 戸も開かれました。

③ 福祉バス運行事業（事業開始 1999 年 5 月）

市内の老人福祉センター等を拠点に巡回し、高齢者の積極的な社会参加を支援し、健康づくりや生きがいづくりを目的としています。

④ 那覇市シルバー人材センター運営補助（事業開始 1982 年 4 月）

高齢者が共働、共助しあい、就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とする団体で、健康で働く意欲のある 60 歳以上の方なら誰でも会員になれます。那覇市はその運営及び企画立案事業に対し補助金を交付し、運営の相談指導を行います。

- ① 所在地 那覇市銘苅二丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
- ② 電話番号 943-5658
- ③ 会員数 848 人（2019 年 3 月 31 日現在）
- ④ 平成 30 年度補助金 市 13,546 千円

⑤ 単位老人クラブ補助事業

同一または隣接する地域に居住する 60 歳以上、30 名以上の会員からなる老人クラブに年額 38,000 円を上限に補助金を交付し、高齢者の教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーションなど、老後の生活を健全で豊かなものにするための活動を支援しています。

⑥ 那覇地区老人クラブ連合会運営補助金

高齢化社会の進行するなかで、高齢者福祉の向上、老後の生きがい対策のために諸事業を実施している那覇地区老人クラブ連合会に運営補助金を支給しております。（平成 22 年度 福祉政策課より移管。）

平成 30 年度は、年額 3,000,000 円を支給しております。

⑦ がんじゅう 1 日乗車券の補助事業（高齢者公共交通割引制度 事業開始 2009 年 4 月）

高齢者の方々が気軽に出かけられる場や機会を充実させるよう、休日（土・日・祝日・慰霊の日）に沖縄都市モノレール各駅窓口で販売されている「がんじゅう 1 日乗車券」の補助を行っています。購入した日に限り、ゆいレール全線を何度でも利用できる 800 円の「がんじゅう 1 日乗車券」が 300 円で購入できます。

対象者は満 70 歳以上の市民で、購入の際には、年齢（生年月日）と那覇市に住んでいることが確認できる公的証明書（「運転免許証」、「介護保険被保険者証」など）を沖縄都市モノレール各駅窓口にご提示ください。

5) 那覇市の地域包括ケアシステム ～地域で自立した生活を送れるように～

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るため、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していく機関として那覇市地域包括支援センターを 18 カ所に設置しています。

① 那覇市地域包括支援センター

＜業務内容＞

- ・高齢者等の抱える悩みや相談に対し、必要なサービスの紹介や解決に向けた支援を行います。
- ・要介護状態になるおそれのある方へケアプランを作成したり、65 歳以上の高齢者に対し介護予防教室を実施します。
- ・高齢者への虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用への支援などを行います。
- ・適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネージャーへの支援を行ったり、関係機関とのネットワークづくりを行います。
- ・認知症の方や、そのご家族からの相談に対し、医療・福祉・介護サービスの紹介調整を行います。また、認知症予防講座も開催します。
- ・地域の支援ネットワークを構築し、「地域の中で支え合い、高齢者がいきいきと暮らせるまち」づくりを推進します。

センター名	担当地区町字名	電話番号	住 所
石嶺	首里石嶺町 2 丁目・3 丁目・4 丁目	886-7987	首里石嶺町 2-97-1
大名	首里石嶺町 1 丁目、首里赤平町、首里儀保町、首里久場川町、首里平良町、首里大名町	886-5177	首里大名町 1-43-2
城西	首里池端町、首里大中町、首里金城町、首里寒川町、首里鳥堀町、首里当蔵町、首里桃原町、首里真和志町、首里山川町、首里赤田町、首里崎山町、首里汀良町	887-7700	首里池端町 1 番地 YOGI ビル 102
繁多川	繁多川、識名 2 丁目・3 丁目	963-6478	繁多川 3-6-9
松川	大道、松川、三原 1 丁目・2 丁目	882-1622	松川 301-4
松島	首里末吉町、松島、真嘉比、古島	882-2266	古島 2-16-25 1 階
識名	字寄宮、寄宮 3 丁目、長田、三原 3 丁目、上間 1 丁目、識名 1 丁目・4 丁目、	987-1010	長田 1-16-7 C-101
安里	安里、壺屋、牧志 3 丁目、樋川 2 丁目、寄宮 1 丁目・2 丁目	860-2211	安里 1-7-3 7 階
古波蔵	与儀、古波蔵、樋川 1 丁目	855-6254	古波蔵 4-7-5 1 階

国場	国場、仲井真、真地、上間、字識名	851-9308	国場 326 番地
新都心	銘苅、天久 1 丁目・2 丁目、おもろまち 3 丁目・4 丁目	941-2252	銘苅 1-6-15 1 階
安謝	字天久、安謝（1 丁目・2 丁目含む）、曙、港町	860-3747	安謝 1-3-10 K build1 階 101
泊	おもろまち 1 丁目・2 丁目、上之屋、泊、久茂地、前島 1 丁目・2 丁目、牧志 1 丁目・2 丁目	860-5121	上之屋 402-3 6 階
若狭	前島 3 丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町	863-1165	若狭 2-1-10
城岳	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎	863-3660	松尾 2-16-45
かなぐすく	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、 当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原 1 丁目、高良 3 丁目、字栄原 1 丁目・2 丁目・3 丁目	852-0777	鏡原 1-68
小緑	字田原、田原 2 丁目・3 丁目・4 丁目、字小緑、小緑 1 丁目・4 丁目・5 丁目	858-0096	小緑 551-1
高良	小緑 2 丁目・3 丁目、字字栄原、字栄原 4 丁目・5 丁目・ 6 丁目、字高良、高良 1 丁目・2 丁目、具志、宮城	859-6633	宮城 1-18-1 3 階

②介護予防・日常生活支援総合事業

65 歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防を目的とした事業を実施しています。一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援サービスを利用することができます。

（１）介護予防・生活支援サービス事業

対象：要支援 1・2 と事業対象者（基本チェックリスト該当者）

訪問型サービス	訪問型介護サービス	ヘルパー（訪問介護員）による身体介護と生活援助のサービス
	生活支援訪問型サービス （基準を緩和したサービス）	指定を受けた事業所・団体等で一定の研修を受けた者による生活支援サービス 60 分程度/回
	地域支えあい訪問型サービス	住民主体の自主活動として行う生活支援サービス 30 分程度/回
	短期集中訪問相談サービス	栄養士・作業療法士・歯科衛生士が自宅に訪問し、専門的なアドバイス等を受けるサービス
通所型サービス	通所型介護サービス	通所において生活機能向上のための機能訓練や介護専門職による身体介護を要する方へのサービス
	元気向上通所型サービス	指定を受けた事業所による送迎を伴う、運動や体操など身体介護が不要な方へのサービス
	住民ボランティア 主体通所型サービス	住民ボランティア主体による体操・運動などの介護予防のための通いのサービス
	短期集中地域リハビリ教室	理学療法士等による専門的な機能訓練を 3～6 カ月の短期集中的に行うサービス

(2) 一般介護予防事業

対象：65 歳以上のすべての方、その支援のための活動に関わる方

地域ふれあいデイサービス	那覇市内 130 ヶ所（R1.5 月現在）において、介護予防のための体操や運動等を実施。※1
地域包括支援センターが主催している介護予防教室	那覇市内 18 ヶ所の地域包括支援センターにおいて介護予防のための栄養・運動等について学ぶ教室（講座） ※2
認知症予防教室	認知症予防の講話・脳トレ・体操等を学び実践する講座 ※2
男性のための運動教室	男性のための運動を中心とした教室 ※3
筋力アップ教室	生活機能の改善、転倒防止のための筋力アップ教室 ※3
介護予防リーダー養成講座	介護予防のための地域のリーダーを養成する講座 ※3
介護予防リーダー実践養成講座	ちゃ〜がんじゅう体操広めたい講座 ※3
	いきいき百歳体操リーダー養成講座 ※3
	男性のための貯筋運動リーダー講座 ※3
	フィットネスダンス普及員養成講座 ※3
ちゃ〜がんじゅうポイント制度	高齢者がボランティア活動を通して生きがいづくりと介護予防を推進することを目的とし、その実績に応じてポイントを付与し交付金を受け取ることができます。※3

※1 那覇市社会福祉協議会へ委託して実施

※2 那覇市地域包括支援センターへ委託して実施

※3 ちゃ〜がんじゅう課（包括支援グループ）にて実施

③認知症施策

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるための取り組みを実施しています。

(1) 認知症サポーター事務局の設置

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る『認知症サポーター（応援者）』を養成する認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

那覇市内 18 ヶ所に設置した那覇市地域包括支援センターへ「認知症地域支援推進員」

を配置し、認知症に関する医療、介護・福祉サービスの調整等を行います。

①認知症の人やその家族等からの個別相談や居場所づくり（認知症カフェ等）

②認知症予防講座の開催

③認知症の方の医療や介護サービス等の調整 等

(3) 認知症初期集中支援チームの設置

平成 29 年度より、認知症やその疑いのある方とその家族を対象に、医師・専門職が早期に集中的に関わり、早期診断・早期対応、早期自立へつなげるよう、ちゃ〜がんじゅう課へ『認知症初期集中支援チーム』を設置し、支援します。

④在宅医療・介護の充実にむけて

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

那覇市医師会内へ、『那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇』を委託して設置し、高齢者の在宅療養の充実に向けて、専門職等への助言や医療機関・介護サービス事業所等との連携、調整を行います。

※「ちゅいしーじー」とは 互いに助け合うさまを指し、医療や介護が必要な状態となっても、地域の中で安心して過ごすことができるための地域全体のふれあいを意味します。

6) 地域密着型サービス事業者の指定 (事業開始 2006 年 4 月)

2019 年 9 月 1 日現在

- ①小規模多機能型居宅介護（通所介護を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供） 17 ヶ所
- ②認知症対応型通所介護（認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供） 7 ヶ所
- ③認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活） 24 ヶ所
- ④夜間対応型訪問介護（夜間の定期巡回・緊急通報により訪問介護サービスを提供） 1 ヶ所
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の小規模な介護付き有料老人ホーム） 3 ヶ所
- ⑥地域密着型通所介護（定員 19 人未満の小規模な通所介護事業所） 28 ヶ所
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（日常の生活の世話や介護、機能訓練や健康管理のサービスを受けながら生活をおくる施設） 5 ヶ所

7) 那覇市内の介護保険事業者の指定 (事業開始 2013 年 4 月)

那覇市内の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定を行っています。介護保険事業者は、那覇市長の指定を受けてサービスの提供を行うことになります。指定を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

1. 申請者が法人であること。

(営利・非営利を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすことになります)

※個人による経営が現在認められている病院、診療所により行われる居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び薬局により行われる居宅療養管理指導については不要（みなし指定）

2. 従業者の知識、技能、人員が那覇市条例等で定める基準を満たしていること。
3. 那覇市条例等に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること。

介護保険事業者の提供するサービス等 (2019 年 9 月 1 日現在)

※訪問介護及び通所介護については、従来の介護予防事業が平成 30 年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

○サービス種別	内容	事業所数	介護予防 事業所数 ※総合事業
訪問介護（※旧介護予防訪問介護相当サービス）	訪問介護員等が要介護者（要支援者）の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事の介助、着替え・清しきなど身体介護、調理・洗濯・清掃など日常生活上必要な生活援助を行う。	54	※ 57
訪問入浴介護（予防）	要介護者（要支援者）の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、洗髪・洗体など入浴介助を行う。原則、1回の訪問につき、看護職員1人と介護職員2人で行う。	3	2
訪問看護（予防）	主治医の指示により看護師等が病状が安定期にある要介護者（要支援者）の居宅を定期的に訪問し、健康チェックや療養の世話、助言などを行う。看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを担当する。	167	39
訪問リハビリテーション（予防）	主治医が必要と認める要介護者（要支援者）に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問してリハビリテーションを行う。	127	14
居宅療養管理指導（予防）	通院が困難な要介護者（要支援者）の居宅を、医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養中の指導や助言を行う。また、ケアマネジャーに対しケアプラン策定に必要な情報提供を行う。	220	92
通所介護（※旧介護予防通所介護相当サービス）	通所介護事業所において、通所する要介護者（要支援者）に日帰りで健康チェック・入浴・食事・機能訓練などを行う。	109	※112
通所リハビリテーション（予防）	主治医が必要と認め通所する要介護者（要支援者）に、理学療法士等がいる介護老人保健施設・病院・診療所等において、日帰りでリハビリテーションを行う。	30	30
短期入所生活介護（予防）	特別養護老人ホーム等において、要介護者（要支援者）に短期間、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーションなどの他、日常生活の世話や機能訓練を行う。	11	11
短期入所療養介護（予防）	介護老人保健施設等において、要介護者（要支援者）に短期間、医学的管理下での機能訓練や食事・入浴・排泄・着替えなどの日常生活の支援を行う。	8	7
特定施設入居者生活介護（予防）	有料老人ホーム等に入所する要介護者（要支援者）に、ケアプランに基づき、介護・家事・機能訓練・療養上の世話を行う。	6	5
福祉用具貸与（予防）	要介護者（要支援者）の日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。※車いす、ベッド等	22	21
特定福祉用具販売（予防）	要介護者（要支援者）の日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、貸与に馴染まない排泄・入浴などに使用する用具の販売を行う。※腰掛便座、簡易浴槽等	20	20

居宅介護支援	介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成をはじめ、在宅の要介護者に対するケアマネジメントを行う。	83	18
計		861	430

○介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※地域密着型を含む 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方(原則要介護3以上)へ食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う。	12
	介護老人保健施設 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方へ医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを行う。	6
	介護療養型医療施設 急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方へ介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを行う。	2
	介護医療院 長期にわたり療養が必要である方へ療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。	1

8) 有料老人ホームに関すること

有料老人ホームとは、老人を入居させ、「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でない施設をいいます。

有料老人ホームの設置については、老人福祉法の規定に基づき、あらかじめ市長に届出が必要です。

◆市内の有料老人ホームの設置届受理件数（2019年3月末現在）

住宅型有料老人ホーム	76 施設
介護付き有料老人ホーム	5 施設（地域密着型特定施設入居者生活介護は除く）
サービス付き高齢者向け住宅	14 施設